

令和7年度常陽社会福祉事業団 経営方針並びに事業計画

経営理念

私たちは、福祉サービス提供者として、
お客様に誠実に応えることを第一に、
お客様のパートナーとして、よりよいサービスの提供に全力を注ぎ、
その人らしく自立した生活ができる豊かな社会づくりに貢献します。

経営基本方針

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人としての尊厳を守り、真心とやすらぎのサービスを提供し、心のかよいあう仕事をします。

誰もが安心して暮らし続けられるよう、利用者にあった質の高いサービスを提供します。

サービスの提供にあたっては、利用者が個人として尊重されるよう、常に利用者の立場に立つことを基本とし、安全、安心、快適な生活を支援します。

2 「ともに支えあう社会づくり」を目指し、地域とともにサービスの提供に努めます。

地域とともに生きることを目指し、地域の拠点施設、在宅を支えるサポート体制の整備など地域に密着したサービスを展開します。また、市及び関係機関等と協調し、地域にある他の社会資源と連携を図ります。

地域に開かれた事業・福祉サービスを推進し、市民・ボランティア・利用者と私たちとの双方向の交流を進めます。

3 サービスの質の向上を図り、期待されるサービスを追求します。

質の高いサービス、個々のニーズに合うサービスを提供し、生活の質の向上と自立に必要な支援を行います。目標の共有化のもと、職員一人ひとりが自己研鑽に努め、高い専門性の確保と「かゆいところに手が届く」サービスの提供に努めます。また、地域のセーフティネットとしての機能も果たします。

さらに、顧客満足度の向上を図り、時代を捉えたサービスの提供に努めるとともに、地域密着型居宅サービス等新たな取り組みを進めます。

4 豊かな人材を育て、仕事の質を高めます。

広く専門的な知識、高い技術に加えて、豊かな人間性を備え、情熱を持った、優れた人材を育成します。

組織の一員である自覚のもと、的確な判断力と、解決できる能力を有し、責任感と協調性を備え、主体的に行動できる人材の育成を図ります。利用者本位の立場に立ち、質の高いサービスを提供するため、専門性を高める研修及び事例研究等の充実を図ります。

5 社会的責任を果たすとともに、効率的な経営を実現します。

社会規範・法令を守り、公開性、透明性の確保に努め、説明責任を果たします。また、事業団としての経営基盤の長期安定的な成長を実現していくため、自立経営基盤の確立を目指し、自主財源の確保や経費の節減を図るなど、効率的な経営を進めます。

本 部 事 務 局

1 基本方針

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとします。

2 経営方針

(1) 法人の経営理念・基本方針の具現化と実施計画の策定

ア 全職員に対し継続して、法人の経営理念・基本方針の周知徹底を図ります。

イ 事業団が将来にわたって安定的な経営・運営を行うための「事業団経営計画（第3次経営計画）」を、時代の流れに応じた課題を整理・精査し、地域社会から信頼され必要とされる事業団を目指して、課題解決及び諸事業を計画的に推進します。

ウ 法人設立 54 周年のあゆみを継承し、発展させる使命を強く認識し、法人のあるべき将来像を模索するとともに、一層の組織力強化を図り、環境の変化に対応できる自立し、安定した経営と地域福祉の推進に積極的に貢献します。

(2) 人事考課制度と職員の資質・専門性の向上

ア 職員の公正処遇、能力開発、能力活用を図るため、職員の職務遂行能力、勤務態度及び仕事の成果等を客観的に評価する人事考課制度を引き続き運用していきます。

イ 組織人としての基本的意識を身につけるとともに、職務を遂行するために必要な専門分野の知識及び関連する領域の専門的技術を修得させるため、職員研修体制の更なる充実を図ります。

(3) 職員の処遇改善

介護サービスに従事する職員の賃金や労働環境の改善を目的として創設された介護職員等処遇改善加算は、2024 年度の介護報酬改定にて 3 つの加算が一本化され、2024 年 6 月より介護職員等処遇改善加算が施行されました。

さらに、政府は新たな処遇改善加算の創設により 2025 年は 2.0%のベースアップを目標設定していますので、事業団ではキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たしていきます。

また、職員の処遇が後退しないよう更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善を行います。

(4) 地域社会との連携

地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会との交流を図るとともに行政、保健及び医療等関連機関及び各種民主団体等との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

また、小規模多機能型居宅介護施設が地域包括ケアシステムの一翼を担えるよう地域づくりを進めます。

(5) 離職防止及び人材確保

少子高齢化が進む社会の中で、人材確保は大きな課題となっています。

新たに、専門学校等へ学生の奨学金貸与制度を制定し周知を図ることで、少しでも事業団を就職先に考えてもらえるよう働きかけを行います。

多様（無資格者、障害者、高齢者等）な人材確保に努めますが、昨年度に引き続き外国人材の雇用についても検討を進めていきます。

また、無資格者でも働きながら資格を取得できるよう資格取得支援の充実を継続します。

(6) 人材育成と職場環境の整備

新たな人材確保が厳しい中、先ずは今いる職員を大事にすることが離職防止に繋がります。平成 27 年度は宮崎県知事より「福祉・介護職場環境優良事業者」として表彰され、平成 30 年度には「女性活躍推進法」に基づく「えるぼし認定」を受けました。令和元年度には「子育てサポート企業」として 2 度目の「くるみん認定」を受けました。令和 2 年度には若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」も受けましたので、更に働きやすい職場環境を整備します。

(7) 社会貢献活動

平成 29 年改正社会福祉法において、社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では地域の多様な福祉ニーズに対応することが求められています。現在も公益的な取組みは行っていますが、更なる取り組みを検討します。

(8) 事業継続計画の推進

大震災等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧を行い、施設入居者及び在宅利用者と職員の安全を確保するとともに、継続的に福祉サービスを実施するために各事業所の計画を連携させ、適宜見直しをします。

3 事業計画

(1) 理事会・評議員会の運営

社会福祉法人制度の改革により、役員等の権限・義務・責任が明確化され、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みが導入されましたので、理事会及び評議員会の招集、議案の提案及び開催を適切に運営していきます。

(2) 定款及び諸規程の制定改廃

相次ぐ制度改革等の社会情勢の変化を踏まえ、適宜、制定改編していきます。

(3) 連絡・調整・指導

各施設の機能が十分に発揮できるよう、連絡・調整・指導を行ないます。また、他の関係諸団体と連携を密に行い事業団の使命を果たすよう努めます。

(4) 社会貢献

地域における公益的な取り組みを実施することが社会福祉法人の責務となり「みやざき安心セーフティネット事業」を継続実施します。社会福祉協議会及び関係団体等と連携・協働しながら自主的な社会貢献活動の取り組みとして、生活困窮者等の自立を支援するための相談支援活動を実施します。

また、生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業の実施、都城市高齢者緊急一時保護の委託、介護無料相談所の運営、災害時の福祉避難所としての登録、こども110番の登録及びボランティア活動として地域近隣の清掃活動等を実施します。

在宅の要介護状態の高齢者に対し、新たに庄内地域における切れ目のないサービスを実現するため、住宅型有料老人ホームの事業展開を始めます。

養 護 老 人 ホ ー ム

養 護 老 人 ホ ー ム 清 風 園

(一般型特定施設入居者生活介護事業所)

養 護 老 人 ホ ー ム 望 峰 園

(一般型特定施設入居者生活介護事業所)

1 運営方針

- (1) 入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように努め、入居者の人格及び意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた個別処遇計画を策定し、その計画に基づき自立のために必要な相談および支援を行います。
- (2) 入居者が要介護状態にあっても、特定施設介護サービス計画に基づき、適切な介護サービスを提供し、安心・安全な日常生活を営めるよう努めます。
- (3) 地域の関係団体等と連携を図り、地域における住民福祉のセンター的役割を果たせるよう施設機能の地域社会貢献に努めます。

2 事業計画

(1) 生活相談・支援

ア 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者および家族に対して適切な相談・助言を行うとともに必要な支援を行います。

イ 入居者がお互いに労わり合い、思いやりのある人間関係のもとに、楽しく充実した生活を送れるよう支援します。

ウ 「自分で出来る事は自分でする」ことを生活の基本に、入居者の適性に応じたクラブ活動・行事等への参加を促し、融和を図りながら生き甲斐づくりの活動支援を行います。

(2) 健康管理

ア 毎朝、ラジオ体操・棒体操を実施し、リハ体操・機能訓練・グラウンドゴルフ・スカットボール等を定期的実施することにより健康の維持増進に努めます。

イ 入居者一人ひとりの過去の経験や性格・趣味・関心を尊重し、それに基づいたイベントやレクリエーション活動を実施する事で、入居者の精神的健康の維持・向上に努めます。

ウ 週1回の内科嘱託医と月1回の精神科医の回診により、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、定期的に体重・血圧測定を行い、年2回の定期健康診断を実施します。

エ 入浴・洗濯・寝具等の衛生管理を援助して清潔面に配慮するとともに、玄関・トイレ・食堂の出入り口等に手指消毒薬を設置して感染症等の発生防止に努めます。

オ 感染症の対策として、感染症・食中毒防止委員会を定期的開催します。また、感染症の流行時期には面会制限、ボランティア受け入れの中止などの対策を講じ、施設内へのウイルス持ち込みを未然に防げるよう対策強化に努めます。

(3) 入居者の処遇

ア 入居者の身体状況・精神状況・社会環境を把握し、本人や家族のニーズに対応できる処遇計画を策定し、実践・評価・改善を図り自立支援に向けた処遇に努めます。

イ 望峰園においては、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を中止し、一般型特定施設入居者生活介護へ移行します。

ウ 給食は、嗜好調査や給食検討会をもとに、入居者の嗜好と栄養のバランスに配慮した献立を作成するとともに、安全で季節感のある食材の確保を心掛け、また、入居者に合わせた食事形態で提供することで、より安心で安全な食事の摂取に努めます。

(4) 地域社会との交流・貢献

ア 地域福祉のセンター的役割を果たすために、地域の幼稚園、小・中学校の生徒の皆さんと交流します。また、地区の文化祭に作品出展し、地域住民や地区社会福祉協議会等関連団体との交流や施設の周知に努めます。

イ 学生の職業体験やボランティアの積極的な受け入れを行い、地域企業としての役割を果たします。

ウ 清風園においては地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、定員に余力がある場合に限り定員の20%の範囲内で「契約入所」を受け入れます。

(令和元年7月2日厚生労働省労働局高齢者支援課長通知)

エ 望峰園において「みやざき安心セーフティネット事業」により地域における経済的困窮事案に対して必要即応の対応を図ります。

(5) 職員の資質向上

- ア 施設内・施設外研修を計画的に実施し、職種別研修会・講習会等へ積極的に参加します
- イ 朝礼・ミーティング・職員会議・事業所会議によって職種間の意思統一と共通理解に努めます。

(6) 災害発生時の避難・救出訓練

- ア 緊急有事の際には、入居者の安全かつ迅速な避難救出を第一として、防災教育ならびに昼間と夜間それぞれ避難誘導訓練の実施、消防防災設備の点検、消火器の位置確認及び操作訓練を計画的に実施します。
- イ 消防署の協力を得て年に2回総合防災訓練を実施し、自衛消防隊の円滑な活動ができるように努めます。

(7) 施設環境整備

- ア 入居者が快適に生活できるよう施設内外の環境整備に努めます。
- イ 建築基準法の規定に基づく、建築物や建築設備の定期調査を実施し、常に安全な状態に維持するように努めます。(清風園)

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム

特 別 養 護 老 人 ホーム 白寿園
住宅型有料老人ホーム 庄内の里
指 定 訪 問 介 護 事 業 所 白 寿

1 基本方針

介護保険制度の理念に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことのできるよう支援に努める。また、住まい、相談、通い、訪問、公益的活動などのサービスを提供するため、白寿園拠点の各事業所が垣根なく連携、支援できるよう努める。

2 運営方針

- (1) ユニット型特別養護老人ホームとして、チームケア・個別ケアを基本とする職員の意識改革と資質の向上につとめ、更に内容の充実したよりよいサービスを入居者に提供するように努める。
- (2) 入居者一人ひとりの人権を尊重しながら心身の状況を的確に把握して、家族の同意のもとケアプランを作成し、的確なサービスを提供し、明るく清潔な環境で生きがいのある日々が過ごせるように努める。

- (3) 計画的、かつ適切な機能回復訓練に努力し、常に日常生活能力がよりよく維持され高められるように努める。
- (4) 「抱える介護」から入居者へ負担のかからない自然な動きに合わせた「抱えない介護」へ家族の理解のもと計画的に移行し、安心・安全・快適なサービスの確立、併せて介護者の腰痛軽減に努める。
- (5) 在宅の要介護状態の高齢者に対し、心身機能の予防・維持並びに介護者の身体的・精神的負担の軽減を図られるようショートステイ事業を積極的に行い、更なる在宅福祉サービスの充実に努め、長期滞在へのニーズがある中、庄内地区における切れ目のないサービスを実現するため、短期入所生活介護庄内の里を、住宅型有料老人ホームへ事業展開し、生活面や身体面を訪問介護事業所を新たに開設して支援します。
- (6) 社会福祉法人として、既存制度では対応できない福祉ニーズを充足することにより地域社会の貢献に努める。
- (7) ICT 技術を用いたデータの分析と、ケアプランデータ連携システムの活用により、入居者の健康管理、事務作業の効率化を行い、入居者、介護者双方の負担を軽減してサービスの向上に努める。
- (8) 人材不足にならないよう、職員が働きやすい環境の構築に努める。
- (9) 法改正に対応し、長期安定した経営の基盤構築に努める。

3 事業計画

(1) 環境整備

- ア 入居者が安全・安心して生活ができるように、園内外の整理整頓に努め、環境整備に万全を期す。
- イ 経年劣化による備品改修のために、計画的な貯蓄に努める。
- ウ 省エネルギー化や節電に取り組み、経費削減やSDGsに努める。
- エ 業務の効率化を図るため、書類の統一化、介護保険上の内部監査の実施に努める。

(2) 生活支援

- ア 日々の生活を充実させるため、趣味活動並びに定期的機能回復訓練を励行し、これらを通じて入居者相互の関係を深め、また入居者と職員との間における信頼関係が高まるように努める。
- イ お互いにいたわりあい、励ましあい、全員がそろって住みよいホームづくりに努める。
- ウ テレビ、ラジオ、有線等の放送を楽しんでもらい、また随時園内放送、及び告知掲示等を通じて社会一般の情勢を知らせるよう努める。

(3) 健康管理

- ア ICT の活用により常に入居者の健康状態を把握し、疾病の早期発見、予防等健康保持のため適切な健康管理に努める。
- イ 日頃より、機能訓練指導員が生活の中での機能訓練に努める。

- ウ 集団生活であることに鑑み、特に環境衛生、食品衛生に留意する。
- エ 職員の健康状態の良否は、施設運営に影響するところが大いなので、日々腰痛予防体操を実施し、また随時保健に関する学習を行う。
- オ 入居者の栄養状態を把握し、管理栄養士の指導のもと栄養マネジメントを実践する。
- カ 出勤時の体調管理を万全にし、新型コロナウイルス感染予防に努める。

(4) 入居者の介護

- ア ユニットごとに配置された職員による入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供に努める。
- イ 給食については、栄養マネジメントの実施に伴い、常に入居者の好み、栄養の確保に留意することは勿論、各ユニットで炊飯・盛り付け等を行い「暮らしの場」であることを感じて頂き、食生活の面からも生きがいが高められるよう努める。
- ウ 入居者へ日々安心・安全・快適なサービスを提供するため、状態の変化に応じた車椅子等の介護機器選定に努め、引き続き計画的な導入を図る。
- エ 歯科医師との連携をとりながら口腔ケアを実施し、口腔内の清潔・機能維持に努める。
- オ ICT の活用を深め、入居者の情報を共有するとともに、記録の簡素化を図り、入居者のケアの向上に努める。
- カ 利用者負担金の高額化に伴い、高くなる家族の要望に対して更なるケアの向上を図る。また自立支援・在宅意識に基づいたケアの提供に努める。
- キ 介護保険法の改正に沿ったサービスの展開に努める。

(5) 地域社会との交流

- ア 在宅で心身の虚弱な高齢者に対し、配食サービスを行い在宅高齢者の生活援助に努める。
- イ 面会者、一般来訪者、ボランティア等の来園を歓迎し地域との交流をより一層深めて行くよう努める。
- ウ 地域で開催される「介護者のつどい」「福祉座談会」等の行事に積極的に協力し、施設の持つ介護の専門性を地域に開放できるように努める。
- エ 地域交流センターを地域の方々との交流の場として、気軽に活用できるように努める。
- オ 地域の学生の福祉体験などの受け入れを行い、入居者との交流を行うとともに、福祉について学習する環境を提供するように努める。

(6) 職員の資質の向上

- ア ユニットケア・専門的ケアの研修会、講習会等には、積極的に参加させると共に、計画的な施設内研修に努める。
- イ 毎朝、朝礼を実施し、職種間の連絡提携を図ると共に、定期的に職員会議等を開催し協力一致の体制の確立に努める。
- ウ 介護者の腰痛予防の主対策として、「抱えない介護」に取り組み、専門家の指導のもと介護技術の習得に努める。

- エ 認知症ケアの手法を学び、その人“個人”を中心にするケアの習得に努める。
- オ 研究発表や寄稿を行い、日々の業務の中からサービスの向上に対する取り組みを行えるように努める。
- カ ICTによる業務改善を図り、職種間連携や人材育成等の課題解決に努める。
- キ 事業所間の連携を強化し、サービスの質の向上に努める。

(7) 非常災害・感染対策

- ア 消火設備、避難設備等については、常に点検整備を心掛け、計画的に避難消火の訓練に努める。
- イ 有事に備え、常に災害応急体制の整備を計ると共に、近隣住民の協力援助も欠かせないので、平素からそのための体制づくりに努める。
- ウ 非常災害・感染症が発生した時であっても、継続的に事業を運営できる（BCP）計画のもと、有事の際に対応できる体制を整える。

(8) 地域における公益的な取り組み

- ア 既存の制度や福祉サービスでは対応が困難で、緊急な対応が必要な生計困窮者に対して自主的な社会貢献活動の取り組みとして、生計困窮者等の自立を支援するための相談支援活動に努める。
- イ 地域のニーズや課題を解決するために、あらゆる工夫や方法で地域のニーズに応じた取り組みに努める。

(9) 人材の確保、育成、定着の継続的な取り組み

- ア 後期高齢者の急増と生産年齢人口の急減に対して、外国人労働者（EPS）や派遣、委託など、あらゆる角度からの人材確保に努める。
- イ 経営的な視点を持つ・専門的な資格取得を目指す人材育成に努める。
- ウ キャリアパスや経営状況を明らかにすることで、将来の人生設計を想像することができるよう、人材定着に努める。

通 所 介 護 事 業

庄内デイサービスセンター(サテライト西岳)

1 基本方針

要介護認定者等が住み慣れた地域で在宅生活を維持できるよう、高齢者の日常生活の活性化、自主的生活の助長、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消を図るとともに、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減に資する活動の推進に努めます。

2 運営方針

利用者の要望と状態を把握して、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所等との連携により、地域に居住する高齢者の援助を通して介護保険指定居宅サービス事業者として健全な事業運営に努めます。また、介護保険に該当されない方に対する

要介護の進行防止や、自立した在宅生活の維持に資する充実したサービスの展開に努めます。

3 事業計画

- (1) 利用者個別の体力や体調に応じて、機能維持及び向上を目指した個別機能訓練やレクリエーション活動、趣味活動を実施し、意欲的な日常生活の維持又は向上につながる適正なプログラムを提供します。また、地域性を考慮し、利用者の機能低下が進行すると在宅生活が困難になるため、機能訓練の充実が必要です。利用者の機能や訓練を「見える化」し、評価を数字で表すことにより、地域に応じた特色あるサービスの提供に努めます。

※（R 7 年 4 月より個別機能訓練加算取得）

- (2) 利用者個別の心身機能に応じたケアに基づき、安全な送迎と自立支援に向けた適切な介助を行い、安心、安全なサービスの提供に努めます。
- (3) 利用者に快適な利用をしていただけるような職員の接遇に努めます。
- (4) 季節感と満足感を味わえる昼食を提供することにより、利用者間の食を通じての交流、および健康維持に資する栄養管理体制を図ります。
- (5) 施設内外の整理整頓および安全な施設環境の整備を行うと同時に、非常災害時等に迅速な対応を図れるよう従業者の意識向上と環境の適正化に努めます。
- (6) 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の関係機関等と連携を行いながらサービスを提供していきます。
- (7) 各種の研修に参加し知識・技術の向上に努めます。
- (8) 適切な感染防止対策を行い、安心して利用できる事業所を作ります。
- (9) 高齢者虐待防止の研修会や委員会を開催し、人権の擁護に努めます。
- (10) 本体事業所、サテライト事業所との潤滑な連携を図り、効率的、かつ安定的な運営に努めます。
- (11) 感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する体制や早期の業務再開を図るための計画を作成します。
- (12) 住宅型老人ホーム庄内の里との連携を強化し、利用者にとって快適で効果的な支援を提供することを目指します。両施設の特性を最大限に活かし、相互に協力することで、利用者の生活の質向上に努めます。

4 事業内容

- (1) 基本事業 送迎・健康チェック・生活指導・日常動作訓練・養護
- (2) 通所事業 入浴・給食・アクティビティ

5 地域社会との連携

施設の情報発信を通して、地域に開かれて根付いた通所介護事業所、サテライト事業所として地域の要請に応じられる施設機能や運営体制の整備に努めます。

6 職場環境の充実

事業所内部研修や外部研修の参加を通して職員の資質向上を図り、利用者に還元できる体制の整備に努めると同時に、職員の意欲向上に繋がる働きやすい職場環境の整備に努めます。

居 宅 介 護 支 援 事 業 所

ケアプランサービス ゆう

1 基本方針

認知症や重度要介護者となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていけるようその人の人生に共感し、気づきの気持ちを持ちながら生活の質の向上・自己実現に貢献します。

2 運営方針

要介護者及びその家族の選択に基づき、適切な保険医療及び福祉サービスが総合的に提供できるよう支援します。

自立支援・重度化防止の観点から、その人らしく可能な限り自宅で生活していけるよう中立・公正な立場で支援します。

地域包括ケアシステムの構築に向けても、多職種、各関係機関、地域とも連携を取りながら指定居宅介護支援事業所として円滑な運営を図ります。

3 事業計画

- (1) 在宅介護における総合的な相談を受けます。
- (2) 要介護認定の手続き代行や各種サービスの周知・啓発に努めます。
- (3) 自立支援・重度化防止に基づきケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成します。
- (4) サービス事業者及び施設、関係機関等との連絡・調整を行います。
- (5) 主治医や関係医療機関との連携に努めます。
- (6) 苦情や疑問の窓口となり不安の解消に努めます。
- (7) 事業所内研修や各種の研修に参加し知識・技術の向上に努めます。
- (8) 地域包括ケア会議の開催を積極的に支援します。
- (9) 実習生の受け入れを積極的に行い後進の育成に貢献します。
- (10) 日々の資質向上に努め特定事業所加算が適正に取得できるように体制を整えます。
- (11) 適切な感染防止対策を行い、安心して利用できる事業所を作ります。
- (12) 高齢者虐待防止の研修会や委員会を開催し、人権の擁護に努めます。
- (13) 情報通信機器等を活用し、業務の負担軽減や効率化を行います。
- (14) 感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する体制や、

早期の業務再開を図るための計画を作成します。

(15) ケアプランデータ連携システムを導入し、業務の効率化、コスト削減に図ります。

4 地域組織との連携

地域包括ケアシステム実現のため包括支援センターと協働し、民生児童委員、公民館、高齢者クラブ等関係団体の協力を得ながら地域に根ざした事業所をめざします。

また、社会福祉協議会、医療機関や関係機関、保険者との関係づくりも円滑に行います。

小規模多機能型居宅介護

創 生 館

1 基本方針

認知症や介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、家庭的な環境で自宅や地域での暮らしを継続的に支援し、利用者の望む生活の実現に努めていきます。

2 運営方針

(1) 利用者となじみの関係を構築し、家庭的な環境づくりに努めます。

(2) 利用者の心身の状況や希望及び置かれている環境や一人ひとりの生活習慣を理解した上で、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟かつ即時的に組み合わせ、漫然かつ画一的にならないようにサービス計画書を作成することにより、利用者の生きる力を引き出し、安心して自宅や地域で暮らすことができるように支援していきます。

(3) 利用者がこれまで培ってきた家族や地域との関係を断ち切ることなく、これまでと同じように地域とともに暮らすことができるよう支援していきます。

3 事業計画

(1) 登録者29名、通い18名、宿泊6名を上限とし、サービスを提供します。

(2) 一人ひとりの個性や暮らしに合わせ、通い、訪問及び宿泊サービスを一体的に提供します。

(3) 一人ひとりの実現したい暮らしや課題を十分把握した上で、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

(4) 主治医との連携を基本としつつ、協力医療機関との連絡体制を整備し、緊急時の対応を図ります。

(5) 運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への活動報告や地域課題についての協議を行うことで、地域に密着した活動を推進していきます。

- (6) 事業所が実施した自己評価結果に基づき、年1回外部評価を運営推進会議にて実施することで、サービスの改善及び質の向上を図ります。
- (7) 苦情窓口を設置し利用者及び家族からの苦情に対して適切に対応します。
- (8) 外部研修や実習へ積極的に参加し、職員の知識・技術向上を図ります。
- (9) 非常災害に備え、事業所内の避難訓練の実施及び業務継続計画（BCP）に基づく体制整備、庄内地区防災訓練への参加等を行い、地域住民との連携に努め災害時の連携体制を構築します。
- (10) 感染委員会の開催を定期的に行い、感染症対策に努めていきます。
- (11) 身体拘束防止及び虐待防止に関する委員会の開催や研修を行い、人権の擁護に努めていきます。
- (12) 地域行事へ積極的に参加すると共に、住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー

都城市志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター

1 基本方針

地域の高齢者が、総合的な相談や介護サービス、福祉、保健、権利擁護、医療等のサービスが適切に受けられるように連絡調整することにより、高齢者及びご家族の福祉増進を図ります。

2 運営方針

高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心し、その人らしい生活が送れるように、在宅医療と介護の連携、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実と向上を図り、地域包括ケアシステムの構築と在宅生活の支援に努めていきます。

また、介護保険制度の理念に基づき、地域包括ケアの中核として円滑な運営を図り、本人の意思及び人格を尊重し、自立した生活ができるよう公共性、地域性及び協働性の視点のもと事業運営を行います。

3 事業計画

(1) 総合相談支援

地域に総合的、重層的なサービスネットワークを構築します。

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、継続的・専門的な相談支援を行い、関係機関との連携を図り、適切な利用につなげていきます。

(2) 権利擁護

後見に関すること、消費被害対応、虐待の防止など高齢者の権利擁護の未然防止と早期対応に努めていきます。また、地域住民のつどいなどにも参加し、制度の周

知啓発にも積極的に取り組みます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスが提供されるように、地域ケア会議の開催に力をいれて取り組んでいきます。地域ケア会議を通じ、地域団体、医療機関と協働し、地域の多様なサービスを活用した包括ケア体制の構築を図っていきます。困難な状況にある個別の利用者にもチームを組んで地域での生活を支えます。

また、地域の介護支援専門員に対しては困りごとの相談をうけ後方支援を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業に重点的に取り組み、介護予防対象者の把握に積極的に努めると同時に、市が推進する地域での介護予防教室（こけないからだづくり講座）の普及・支援に努めていきます。

また、総合事業、予防給付が効率的かつ効果的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行います。

(5) 認知症地域支援推進事業

認知症推進員を中心に、認知症高齢者の把握と支援体制の構築に努めます。受診困難な利用者には認知症初期集中支援チームと連携をとり受診またはサービスにつなげられるよう支援します。地域住民・地域企業・学生に向けて認知症サポーター養成講座を実施していきます。

また、認知症カフェ開設の助言等も行っていきます。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

健康課、介護保険課、包括にて、こけないからだづくり講座でのフレイル予防の講話や体力測定など健康寿命延伸に向けた取り組みを協力し行っていきます。

(7) ケアプランデータ連携システムを導入し、業務の効率化、コスト削減を図ります。

令和 7 年度事業計画

常陽社会福祉事業団 本部

月	主 要 事 業
4	辞令交付式、人事異動、定期昇給発令、第 1 回事業団新任者研修 介護職員等処遇改善加算等の計画申請
5	障害者雇用納付金・調整金申請、介護職員等特定処遇改善・支援手当の精算 監事監査
6	理事会、評議員会、資産・変更登記、障害者・高齢者雇用調査（6・1調査） 財務諸表等電子開示（現況届等）
7	第 2 回事業団新任者研修、全事協現況調、ストレスチェックの実施（白寿園） 全事協九州ブロック研修会議、介護職員等処遇改善加算等の実績報告
8	施設業務調、職員採用試験周知期間
9	職員採用 1 次・2 次試験及び 1 次・2 次試験合格発表
10	第 3 回事業団新任者研修、全事協九州ブロック職員研修 職員全体職員研修（事例研究発表）
11	職員内部登用試験・合格発表、理事会・評議員会
12	職員勤務評定、社会保険委員大会
1	自己申告書、次年度予算編成（入札等見積比較）
2	次年度事業計画検討、次年度処遇改善加算・特定処遇改善加算申請
3	理事会・評議員会、辞令交付
毎月	経営会議、課長会議、事業所会議、経営計画推進委員会 4 半期ごとに顧問税理士の定期訪問

清風園 No. 1

[illegible]

項目 月	職 員 研 修	地 域 と の 交 流	管 理 ・ そ の 他
4	県老サ協総会(宮崎市) 県南ブロック施設長・相談員合同会議(4/11)清風園		居室担当組替 全棟衛生害虫防除(業者)
5	県南ブロック利用者グランドゴルフ大会(AL三股)5/15		事業団会計監査 庭園管理・薬剤散布(業者)
6	県南ブロック栄養士研修(真幸園)6/6 県南ブロック調理員研修(AL霧島)6/13		空調機保守点検(業者) 夏物花の植えつけ 床ワックス掛け(業者)
7	九社連老人福祉施設研究大会 (県)施設長研修 (県)老人施設職員研修 県南ブロック事務員研修(東岳荘)7/4	納涼夏祭り 都城市立西中学校奉仕作業	寝具消毒(業者) 居室担当組替
8	県南ブロック施設長・相談員合同会議(望峰園)8/8		消防用設備点検(業者)
9		きりしま支援学校中学部交流会 横市地区高齢者運動会	全棟衛生害虫防除(業者)
10	事業団全体研修 県南ブロック支援員研修(峰寿園)10/2 利用者交流大会(友愛園)10/9 県南ブロック先進地視察研修(相談員)10/16.17		居室担当組替 空調機保守点検(業者) 庭園薬剤散布(業者) 冬物花の植えつけ
11	県南ブロック看護職員研修(清風園)11/6 (県)看護師研修	横市まつり参加 都城市立西小学校3年生交流会	庭園管理(業者) 床ワックス掛け(業者)
12	(県)調理担当職員研修 (県)養護老人ホーム研修 (県)施設長研修	庄内川一周ゆうゆう駅伝大会 きりしま支援学校もちつき交流会 にし幼稚園交流会	消防用設備点検(業者) 大掃除
1	県南ブロック施設長・相談員合同会議(たちばな荘)1/9 (県)高齢者コミュニケーション研修		居室担当組替
2	宮崎県老人福祉サービス研究大会 (研究発表担当:AL霧島) (県)栄養士研修		庭園管理(樹木寒肥施肥) 消防用設備点検(業者)
3		ボランティアフェスティバル 横市ふれあいウォーキング大会 母智丘公園清掃活動	建築設備定期調査
備 考	(月例) 事業所会議 運営会議 経営者会議 担当者会議(処遇会議) 栄養管理委員会 職場内研修(隔月) 食事・健康管理委員会 レクリエーション委員会 衛生管理・感染・排泄委員会 介護技術・安全・環境・入浴・接遇委員会	(月例ボランティア) 都城西高校 都城病院附属看護学校 (随時交流) 都城きりしま支援学校 都城さくら聴覚支援学校 にし幼稚園 横市地区社会福祉協議会 横市地区まちづくり協議会	(月例) 合併処理浄化槽点検 エレベーター点検 電気工作物点検 電気通信設備保守点検 厨房内衛生害虫防除

令和7年度行事計画

望峰園 No.1

	行 事	健 康 管 理	行 事 食
4	花見 グランドゴルフ大会（園内）	血圧・体重・身長測定	園庭食
5	端午の節句 県南 G ゴルフ大会（AL 三股）22 日	利用者健康診断（1 回目） 夜勤従事職員健康診断	母の日
6	選択食		選択食 父の日
7	七夕 夏まつり（納涼の夕べ） 10 日		土用の日 園内喫茶 夏まつり
8	納骨堂清掃・墓参 盆法要 盆迎え火・盆送り火 盆一時帰省		お盆（精進料理） 外食会 バイキング
9	総合防災訓練 4 日 敬老会 11 日 納骨堂清掃・墓参 彼岸法要	寝具消毒 職員定期検診	敬老会 十五夜 喫茶
10	県南利用者交流大会（友愛園）9 日 中郷地区戦没者慰霊祭 健康運動会 23 日	血圧・体重・身長測定	希望食
11	園庭レクリエーション 中郷地区文化祭作品出展	利用者健康診断（2 回目） インフルエンザ予防接種	園庭食事会 ほぜ（甘酒）
12	納骨堂清掃 忘年会 餅つき クリスマス衣料品支給 正月飾り付け 正月一時帰省		クリスマス・忘年会 餅つき 冬至 年越し
1	新年会 初詣 鏡開き		正月 新年会 七草 鏡開き
2	節分（豆まき）		節分 喫茶 外注バイキング
3	総合防災訓練 3 日 ひなまつり 彼岸法要 納骨堂清掃 墓参 観桜会		ひなまつり 希望食 観桜会
備考	毎月 誕生会 利用者集会 ゲーム大会 グラウンドゴルフ 散髪の日 生花クラブ カラオケクラブ ふれあいクラブ（月 2 回） 毎週 預金日（木曜日） 出張販売（木曜日） 定例 催し物の観賞・観覧 レクリエーション 屋内外清掃	毎日 ラジオ体操（日 2 回） 棒体操 毎週 内科診療（月曜日） 都城弁ラジオ体操 （土曜・日曜） 毎月 利用者体重測定 職員検便 6 月毎 利用者身長測定	月例 誕生会行事食 祝日行事食 定例 園内喫茶 選択食

令和6年度行事計画

望峰園 No.2

	県南ブロック行事・研修・会議	地域との交流	管理・その他
4	施設長・相談員合同会議 12日 県老サ協総会 (期日未定)		居室担当者組替
5	Gゴルフ大会(清風園) 16日	中郷中学校福祉体験学習	法人会計監査
6	栄養士研修会(望峰園) 7日 理員研修会(AL みまた) 14日		居室消毒(業者) 床ワックス
7	事務員研修会(AL 霧島) 5日 県老人施設職員研修		夏季屋内外清掃(大掃除)
8	施設長相談員合同会議(峰寿園) 9日		
9		一日施設長 12日	ムアツマット洗浄(業者) 消防用設備点検(業者)
10	支援員研修(東岳荘) 3日 利用者交流大会(真幸園) 10日 施設長先進地視察研修 17日～18日		居室担当者組替
11	看護師研修会(たちばな荘) 9日	中郷地区文化祭作品展	居室消毒(業者) 床ワックス
12		中郷中学校ボランティア訪問	冬季屋内外清掃(大掃除)
1	施設長・談員合同会議(慈敬園)10日		
2	県老人福祉サービス研究大会荘 (たちばな荘) (期日未定)		
3			春物花植え付け 消防用設備点検(業者)
備考	月例 職員研修 事業所会議(第二火曜日) 安全委員会 感染委員会 給食検討会 ケース検討会(処遇会議) 定例 虐待防止委員会 身体拘束防止委員会 随時 研修報告 介護保険担当者会		月例 避難訓練 電気工作物点検 厨房内衛生害虫駆除 定例 消防設備点検 床ワックス

令和7年度行事計画

白寿園NO. 1

	祝日ー園全般行事	行 事	リハビリ・グループワーク	健 康 管 理
4	昭和の日	花 見 ド ラ イ ブ (ユニット単位) 喫茶コーナー	春の装飾 園芸・手芸・調理	
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	喫茶コーナー	園芸・手芸・調理	夜勤者定期検診
6		焼肉会 (ユニット単位) 喫茶コーナー	園芸・手芸・調理	
7	海の日	納涼夏まつり (ユニット単位) 喫茶コーナー	七夕作り 園芸・手芸・調理	入居者健康診断
8	お盆 山の日	お盆一時帰省 お盆法要 花火 喫茶コーナー	園芸・手芸・調理	
9	敬老の日 秋分の日	敬老祭 (白寿園祭) 喫茶コーナー	園芸・手芸・調理	
10	スポーツの日	運動会 (ユニット単位) 喫茶コーナー	園芸・手芸・調理	眼の衛生指導 職員定期検診
11	文化の日 勤労感謝の日	郊外レク (ユニット単位) 喫茶コーナー	秋の装飾 園芸・手芸・調理	
12	歳末助け合い協力	クリスマス、忘年会 (ユニット単位) 年末年始一時帰省	クリスマス装飾 園芸・手芸・調理	
1	元旦 成人の日	新年会 初詣 (ユニット単位)	新春の装飾 園芸・手芸・調理	職員腰椎検査 入居者健康診断
2	建国記念日 天皇誕生日	節分 (豆まき)	園芸・手芸・調理	
3	春分の日	彼岸法要	園芸・手芸・調理	
備考	感染症の状況次第で 延期や中止の可能性 あり	月 例 ・誕生会 (ユニット毎) ・理髪の日 (毎月)	毎 日 ・個別生活機能訓練 週 例 月 例 ・音楽リハ (第 2, 4 金曜日) ・喫茶 (月 1 回) ・趣味活動 (園芸・手芸・調理等) ・買い物支援	毎 日 体温・プルス測定 水分・排便チェック 血圧測定 月 例 ・調理員検便 ・直接処遇職員検便 (隔月) ・入居者体重測定 ・歯の衛生指導 (口腔ケア) その他 ・インフルエンザ、新型コロナワクチン接種

項目 月	給食	職員研修	地域との交流	管理・その他
4		施設長（ブロック） 新任職員 抱えない介護勉強会 （初任者）	喫茶コーナー （地域ボランティア来園）	居室別担当者組替
5	こどもの日 母の日	新任職員（県） 抱えない介護勉強会 （初任者）	喫茶コーナー （地域ボランティア来園）	事業団会計監査
6	父の日	職場研修担当者Ⅰ 中堅職員Ⅰ 抱えない介護勉強会	喫茶コーナー （地域ボランティア来園）	消防総合避難訓練
7	土用 野外食（花火大会）	看護と介護の連携ⅠⅡ 指導的職員（新任・現任）	喫茶コーナー 企業巡見（コアカレッジ）	
8	お盆 七夕・そうめん流し	職場研修担当者Ⅱ 機能訓練指導員研修会・ 施設長（ブロック） リスクマネジメント 認知症ケアマネージメン ト研修 高齢者レク研修	喫茶コーナー （地域ボランティア来園） 庄内中学校福祉体験	害虫駆除
9	敬老の日 秋分の日 十五夜 白寿園祭	ケアマネ研修会（ブロック） カウンセリング 看護師研修 抱えない介護勉強会 接遇研修	喫茶コーナー （地域ボランティア来園） 介護者のつどい （講師協力）	防火設備保安点検
10		全国老人福祉施設大会 管理運営研修（ブロック） ユニットケア専門研修	喫茶コーナー	
11		施設長（ブロック） 労務管理研修 機能訓練指導員研修 ユニットケアフォロー アップ研修	喫茶コーナー （地域ボランティア来園）	
12	クリスマス・忘年会 餅つき・冬至 そば打ち・焼き芋	事業団合同研修 ブロック合同研修		大掃除
1	正月・七草 新年会・鏡開き	介護・看護研修会（ブロック） 高齢者虐待防止研修 抱えない介護勉強会		浄化槽清掃
2	節分	栄養士・調理研修会 （ブロック） 宮崎県老人福祉サー ビス研究大会 ユニットケアフォロ ーアップ研修	（地域ボランティア来園） 地域福祉座談会 介護者のつどい （講師協力） 企業巡見（コアカレッジ）	防火設備保安点検 事業団新年度予算 編成 特殊浴槽年1回消 毒
3	ひなまつり 春分の日	各ユニット振り返り 抱えない介護勉強会	（地域ボランティア来園）	花の苗植え付け 消防総合避難訓練

備 考	月 例 誕生会食 行事食	月 例 ・リーダー会議 ・ユニット会議 ・代表者会議 ・職場内研修（隔月） ・サービス向上委員会 （排泄・水分、抱えない介護・マニュアル・接遇・記録） ・余暇活動委員会 （園芸・手芸・売店等） ・実習・新人教育委員会 ・第三者介護相談員訪問 ・介護技術コンサルタント来園（年４回） 随 時 - 身体拘束廃止委員会 - 事故発生防止委員会 - 感染症食中毒対策委員会 - 褥瘡対策委員会 - 医療的ケア推進委員会 - 衛生委員会 - ユニットケア推進委員会	在宅サービス - 短期入所生活介護事業 - 食の自立支援事業 月例ボランティア - 都城西高等学校 - 庄内地区高齢者クラブ - 庄内地区ボランティア 定期・随時ボランティア - 庄内小学校・中学校 - 市内保育園・幼稚園	月 例 - 避難訓練 - 電気保安管理 - し尿浄化管理 - 厨房害虫駆除 - 特殊浴槽消毒 年 1 回 - 建築設備 - 防火設備 - 昇降機 - 検査・結果報告 3 年毎 - 建築物 - 点検・結果報告
--------	--------------------------------	---	--	--

事業計画書

ケアプランサービスゆう

日	曜	事業内容	備考
1	月	モニタリング訪問・ケアマネジメント・給付管理	
2	火	〃	
3	水	〃	
4	木	モニタリング訪問・ケアマネジメント・給付管理・事業所内研修	
5	金	〃	
6	土	携帯電話で対応(相談)	
7	日	携帯電話で対応(相談)	
8	月	モニタリング訪問・ケアマネジメント・給付管理	
9	火	〃	
10	水	〃 レセプト伝送予定	
11	木	モニタリング訪問・ケアマネジメント・給付管理・事業所内研修	
12	金	モニタリング訪問・ケアマネジメント・利用票配布	
13	土	携帯電話で対応(相談)	
14	日	携帯電話で対応(相談)	
15	月	モニタリング訪問・ケアマネジメント・利用票配布	
16	火	〃	
17	水	〃	
18	木	モニタリング訪問・ケアマネジメント・給付管理・事業所内研修	
19	金	〃	
20	土	携帯電話で対応(相談)	
21	日	携帯電話で対応(相談)	
22	月	モニタリング訪問・ケアマネジメント・利用票配布	
23	火	〃	
24	水	〃	
25	木	モニタリング訪問・ケアマネジメント・給付管理・事業所内研修	
26	金	〃	
27	土	携帯電話で対応(相談)	
28	日	携帯電話で対応(相談)	
29	月	モニタリング訪問・ケアマネジメント・提供票配布	
30	火	〃	
31	水	〃	

令和 7 年度 年間行事計画

庄内デイサービスセンター

定 例 予 定	年間	避難訓練(5月 10月) 嗜好調査(6月)
	月例	各ケアマネにケース記録配信 誕生会 身体測定 日替わりレクリエーション 利用予定カレンダー作成 屋内外清掃 本体・サテライト職員会議(年6回)
	毎日	個別身体機能、下肢筋力低下予防運動 口腔機能維持運動 通所介護計画実行記録及び各利用者生活情報記録
	随時	通所介護計画作成、ボランティア、実習生受入れ、研修参加、ケース検討会議
月 別 予 定	4月	① スカットボール ②茶話会 ③創作活動 ④調理レク
	5月	① 創作活動(子供の日) ②日替わりレク
	6月	① 創作活動(七夕飾り) ②日替わりレク ③ミニ運動会
	7月	① 季節行事(七夕) ②日替わりレク
	8月	① 創作活動(季節) ②日替わりレク ③スカットボール
	9月	① 敬老祭 ②日替わりレク ③グランドゴルフ
	10月	① 季節行事(運動会) ②創作活動 ③日替わりレク
	11月	① 日替わりレク ②創作活動(季節) ③郊外レク(紅葉)
	12月	① 季節行事(クリスマス・年忘会) ②創作活動(クリスマス・正月飾り)
	1月	① 季節行事(新年会・初詣) ②日替わりレク ③創作活動(季節)
	2月	① 季節行事(節分) ②創作活動(ひな飾り) ③日替わりレク
	3月	① 日替わりレク ②創作活動(季節) ③郊外レク(観桜会)

令和7年度事業計画

小規模多機能型居宅介護創生館

	主要事業	地域との交流事業	研修
4	○新規相談対応、ケアマネジメント ○広報(お便り)		
5	○新規相談対応、ケアマネジメント ○広報(お便り) ○運営推進会議(第1回目)		県介護支援専門員研修 事業所内研修
6	○新規相談対応、ケアマネジメント ○広報(お便り)		認知症介護基礎研修
7	○新規相談対応、ケアマネジメント ○運営推進会議(第2回目) ○ストレスチェック ○広報(お便り)	地区祭りへの参加(予定)	認知症実践者研修 事業所内研修 県南ブロック研修
8	○新規相談対応、ケアマネジメント ○害虫駆除 ○広報(お便り)		
9	○新規相談対応、ケアマネジメント ○運営推進会議(第3回目) ○防火設備保安点検、避難訓練 ○広報(お便り)	地区敬老会への参加(予定) スカットボール大会参加(予定)	事業所内研修
10	○新規相談対応、ケアマネジメント ○定期健康診断 ○広報(お便り)	庄内地区防災訓練参加(予定)	全国老人福祉施設研究会議
11	○新規相談対応、ケアマネジメント ○運営推進会議(第4回目)	庄内地区文化祭参加(予定)	県南ブロック看護師研修 事業所内研修 県介護支援専門員研修
12	○新規相談対応、ケアマネジメント ○広報(お便り)	庄内川一周YOU遊駅伝大会 応援(予定)	
1	○新規相談対応、ケアマネジメント ○運営推進会議(第5回目)事業 所自己評価 ○避難訓練 ○広報(お便り)		事業所内研修
2	○新規相談対応、ケアマネジメント ○広報(お便り)		宮崎県老人福祉サービス研究大会
3	○新規相談対応、ケアマネジメント ○運営推進会議(第6回目)事業 所外部評価 ○広報(お便り)		
備考	(月例) 事業所会議、小規模多機能型計画の 見直し	(月例) 地域生活支援会議、シルバーサ ロン開設	(月例) 研修報告

事業計画書

都城市志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター

日	曜	事業内容	備考
1	土	携帯電話で対応(相談)	
2	日	〃	
3	月	包括的、継続的ケアマネジメント支援・総合相談支援・権利擁護・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	成年後見ネットワーク役員会議
4	火	〃	志和池地区民生委員定例会議
5	水	〃	庄内地区民生委員定例会議参加
6	木	〃	
7	金	〃 レセプト伝送予定	庄内地区社協役員会・生活支援会議
8	土	携帯電話で対応(相談)	
9	日	〃	
10	月	包括的、継続的ケアマネジメント支援・総合相談支援・権利擁護・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	
11	火	〃	西岳地生委員定例会議
12	水	〃	志和池地区社協役員会
13	木	〃	市主催地域ケア会議参加
14	金	〃	
15	土	携帯電話で対応(相談)	
16	日	〃	
17	月	包括的、継続的ケアマネジメント支援・総合相談支援・権利擁護・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	
18	火	〃	西岳地区社協役員会議
19	水	〃	包括連絡会議／包括管理者全体会議
20	木	〃	主任ケアマネ生活圏域会議
21	金	〃	社会福祉ネットワーク会議
22	土	携帯電話で対応(相談)	
23	日	〃	
24	月	包括的、継続的ケアマネジメント支援・総合相談支援・権利擁護・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	保健師・介護予防担当者会議
25	火	〃	
26	水	〃	認知症推進員連絡会議
27	木	〃	包括主任ケアマネ連絡会議
28	金	〃	市主催地域ケア会議参加
29	土	携帯電話で対応(相談)	
30	日	〃	